

千葉市立海浜病院 DMAT 委員会設置要領

- 1 この要領は、千葉市立海浜病院災害対策委員会設置要綱第7条第1項及び第2項に規定する DMAT 委員会の組織・運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 千葉市立海浜病院 DMAT 委員会（以下、「委員会」という。）は、災害拠点病院の指定要件の一つである DMAT の保有及びその派遣体制の維持・向上を図ることを目的とし設置する。
- 3 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) DMAT 及び CLDMAT（Chiba Limited DMAT：活動地域は千葉県内限定）登録者の研修・訓練参加に関すること
 - (2) 資器材及び活動服等の整備・管理に関すること
 - (3) EMIS（Emergency Medical Information System：広域災害・救急医療情報システム）の整備・管理に関すること
 - (4) DMAT 及び災害拠点病院の役割の院内外への啓蒙に関すること
 - (5) 多数傷病者合同災害訓練の企画・運営・実施に関すること
 - (6) BCP の策定及び改定への参画
 - (7) BCP に基づき被災した状況を想定した研修・訓練への参画
 - (8) その他、防災訓練及び災害対策委員会が企画・運営する院内の災害時訓練・研修等への支援
- 4 委員会は、DMAT 及び CLDMAT の登録者で構成する。
- 5 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員長は災害対策委員長をもって充てる。ただし、院長の指名する災害対策委員長（診療科部長以上の医師）が DMAT 登録医師でない場合は、災害対策委員長が DMAT 登録医師の中から推薦し院長に承諾を得るものとする。副委員長は、委員長が指名する。
- 6 委員長及び副委員長は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - (2) 委員長は、DMAT 及び CLDMAT 登録者について名簿を管理し、更新又は申請に関して院内の各部門との調整を担う。
 - (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 6 委員会は、原則として毎月1回活動及び委員会開催日を設ける。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。委員会の総理は、構成員から互選された者が担当する。
- 7 委員会に関する庶務は、事務局総務班が取り扱う。
- 8 委員会で審議された内容は、災害対策委員会に報告する。
- 9 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

平成30年7月1日施行